

工事現場立入点検実施要領

(平成12年6月15日監第480号土木部長通知)

(平成17年4月1日一部改正)

(平成27年3月23日一部改正)

(平成28年5月19日一部改正)

(令和3年(2021年)3月2日一部改正)

(令和5年(2023年)1月1日一部改正)

(趣旨)

第1条 熊本県が発注した建設工事について、発注機関の長又は発注機関の長が指定した者（原則として主任監督員以外の者とする。以下「点検者」という。）が現場立入点検を実施し、主任（監理）技術者の配置状況や施工体制等の実態、安全対策の実施状況等を把握することで、施工体制における責任分担の不明確さやペーパーカンパニー等不良不適格業者を排除するとともに、工事従事者の安全・健康を確保し、建設工事の適正な施工の確保及び品質の確保等を期し、建設業の健全な発展に資することを目的とする。

(立入点検の対象となる工事)

第2条 工事1件の契約金額が4,000万円以上（建築一式工事については、8,000万円以上）の工事とするものとする。

(立入点検の実施方法等)

第3条 点検者は、次に掲げる事項について現場立入点検を実施し、その結果を調査票（別記様式1）に記入するものとする。なお、立入点検の対象となる工事については、少なくとも1回は点検を実施するものとする。

(1) 主任（監理）技術者の配置状況等の確認

請負者の主任（監理）技術者に対するヒアリング等により、次の項目について確認する。

- ② 配置されている主任（監理）技術者は、専任の者であるか。
- ② 下請契約の金額が4,500万円以上（建築一式工事については7,000万円以上）の工事については、監理技術者を配置しているか。また、配置された監理技術者は、監理技術者資格者証（講習修了証含む）を携帯しているか。

(2) 標識等の掲示状況の確認

次の標識等の掲示状況を確認する。

- ① 建設業許可票が公衆の見やすい場所に掲示されているか。
- ② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識が見やすい場所に掲示されているか。
- ③ 労災保険関係成立票が見やすい場所に掲示されているか。
- ④ 施工体系図が工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示されているか。

(3) 施工体制等の実態確認（下請契約が締結されている場合に確認する）

請負者の主任（監理）技術者に対するヒアリングや、現場に備え置かれている施工体制台帳を活用して次の項目について確認する。

- ① 下請契約は書面で締結されているか。また、見積りをするために必要な一定の期間が設けられている、法定福利費を内訳明示した見積書が使用されている等、元請が自己の取引上の地位を不当に利用することなく、元請・下請各々対等な立場で公正な契約を締結しているか。
- ② 元請が自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行っており、下請に対し、請け負った工事の全部又は主たる部分を一括して請け負わせるような、一括下請負を行っていないか。
- ③ 施工体制台帳が作成され、現場に備え置かれているか。
- ④ 軽微な建設工事（請負代金の額が500万円未満（建築一式工事については1,500万円未満又は述べ面積が150㎡未満の木造住宅）の工事）以外を請け負う下請業者は、建設業許可を有しているか。
- ⑤ 下請業者は、適切な資格又は経験を有する者を主任技術者として配置しているか。また、下請契約の金額が4,000万円以上（建築一式工事については8,000万円以上）の場合は、配置されている主任技術者は、専任の者であるか。
- ⑥ 作業員名簿に記載された作業員と現場の作業員は一致しているか。また、作業員全員が適切に社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していることが確認できるか。

(4) 安全対策の実施状況の確認

請負者の主任（監理）技術者に対するヒアリング等により、次の項目について確認する。

- ① 安全朝礼、ヒヤリハット活動、4 S 活動（整理・整頓・清掃・清潔）及び危険予知（KY）活動等の日常的安全衛生活動を実施しているか。
 - ② 高さ 2 m 以上の箇所で作業を行う場合は、作業床等の安全な足場を設けているか。また、作業員はヘルメット、要求性能墜落制止用器具（安全帯等）の適切な装備を身に着けているか。
 - ③ 建設機械（バックホウ、クレーン等）は有資格者に運転させているか。また、バックホウ、クレーン等の旋回範囲内に作業員が立ち入っていないか。
 - ④ 「安全管理チェックリスト」を用いた安全点検を月 1 回以上実施しているか。（農林水産部及び土木部所管の工事のみ）
- 2 点検者は、違反又は不適切な事実を確認した場合は、請負者に対し適切な措置を講じるよう指導するものとする。
- また、点検者は、一括下請負、技術者の不在又は専任違反等を確認した場合は、指示書（別記様式 2）を用いて指導するとともに、別記様式 3 に指示書の写しを添えて、土木部監理課に報告するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日以降に熊本県と締結した契約に係る工事について適用し、平成 27 年 3 月 31 日までに熊本県と締結した契約に係る工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要領による改正後の工事現場立入点検実施要領の規定は、この要領の施行の日以降に熊本県と締結した契約に係る工事について適用し、同日前に熊本県と締結した契約に係る工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年（2023 年）1 月 1 日から施行する。

(別記様式 1)

工事現場立入点検調査票

工事名		契約年月日	年 月 日
請負業者名		工期	自 年 月 日 至 年 月 日
主任 (監理) 技術者氏名			
調査年月日	年 月 日	契約金額	円 (税込み)
		点検者名	

(1) 主任 (監理) 技術者の配置状況等の確認

①主任 (監理技術者) の専任について (建設業法第 26 条第 3 項)

項 目	現 状	不 備 内 容
配置されている主任 (監理) 技術者は、専任の者であるか。	☐ 専任している。 ☐ 専任していない。 ☐ 非専任で良い場合	

※監理技術者を補佐する者を専任で配置している、主任技術者が密接な関係のある近接した工事に従事している等の場合は、非専任でも良い。

②監理技術者の配置について (建設業法第 26 条第 2 項、第 5 項及び第 6 項)

項 目	現 状	不 備 内 容
下請契約の金額が 4,500 万円以上 (建築一式工事については 7,000 万円以上) の工事については、監理技術者を配置しているか。また、配置された監理技術者は、監理技術者資格者証 (講習修了証含む) を携帯しているか。	☐ 監理技術者を配置しており、監理技術者資格者証を携帯している。 ☐ 監理技術者を配置しているが、監理技術者資格者証を携帯していない。 ☐ 監理技術者を配置していない。	

(2) 標識等の掲示状況の確認

①建設業許可票の掲示について (建設業法第 40 条)

項 目	現 状	不 備 内 容
建設業許可票が公衆の見やすい場所に掲示されているか。	☐ 掲示されている。 ☐ 掲示されているが、公衆の見やすい場所ではない。 ☐ 掲示されていない。	

②「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識の掲示について

項 目	現 状	不 備 内 容
「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識が見やすい場所に掲示されているか。	☐ 掲示されている。 ☐ 掲示されていない。	

③労災保険関係成立票の掲示について (労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第 77 条)

項 目	現 状	不 備 内 容
労災保険関係成立票が見やすい場所に掲示されているか。	☐ 掲示されている。 ☐ 掲示されていない。	

④施工体系図の掲示について (建設業法第 24 条の 8 第 4 項及び入札契約適正化法第 15 条第 1 項)

項 目	現 状	不 備 内 容
施工体系図が工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示されているか。	☐ 掲示されている。 ☐ 工事関係者が見やすい場所に掲示されているが、公衆が見やすい場所に掲示されていない。 ☐ 公衆が見やすい場所に掲示されているが、工事関係者が見やすい場所に掲示されていない。 ☐ 掲示されていない。	

(3) 施工体制等の実態確認 (下請契約が締結されている場合に確認する)

①下請契約について (建設業法第 18 条及び第 19 条)

項 目	現 状	不 備 内 容
下請契約は書面で締結されているか。また、見積りをするために必要な一定の期間が設けられている、法定福利費を内訳明示した見積書が使用されている等、元請が自己の取引上の地位を不当に利用することなく、元請・下請各々対等な立場で公正な契約を締結しているか。	☐ 公正な契約が書面で締結されている。 ☐ 契約は書面で締結されているが、元請が自己の取引上の地位を不当に利用していると認められる。 ☐ 書面で契約を締結していない。	

②一括下請負について（建設業法第22条及び入札契約適正化法第14条）

項 目	現 状	不 備 内 容
元請が自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行っており、下請に対し、請け負った工事の全部又は主たる部分を一括して請け負わせるような、一括下請負を行っていないか。	☐ 一括下請負の疑いはない。 ☐ 一括下請負が疑われる。	

③施工体制台帳の作成について（建設業法第24条の8第1項及び入札契約適正化法第15条第1項）

項 目	現 状	不 備 内 容
施工体制台帳が作成され、現場に備え置かれているか。	☐ 作成され、現場に備え置かれている。 ☐ 作成されているが、現場に備え置かれていない。 ☐ 作成されていない。	

④下請業者の建設業許可について（建設業法第3条）

項 目	現 状	不 備 内 容
軽微な建設工事（請負代金の額が500万円未満（建築一式工事については1,500万円未満又は述べ面積が150㎡未満の木造住宅）の工事）以外を請け負う下請業者は、建設業許可を有しているか。	☐ 許可を有している。 ☐ 許可を有していない。	

⑤下請業者の配置技術者について（建設業法第26条第1項及び第3項）

項 目	現 状	不 備 内 容
下請業者は、適切な資格又は経験を有する者を主任技術者として配置しているか。 また、下請契約の金額が4,000万円以上（建築一式工事については8,000万円以上）の場合は、配置されている主任技術者は、専任の者であるか。	☐ 適切に配置している。 ☐ 配置しているが、専任の者でない。 ☐ 配置していない。	

※下請契約の金額が4,000万円未満の特定専門工事（鉄筋工事及び型枠工事）については、元請と下請の合意があり、元請が一定の経験を有する主任技術者を専任で配置する場合には、下請業者の主任技術者の配置は不要。

⑥現場の作業員について

項 目	現 状	不 備 内 容
作業員名簿に記載された作業員と現場の作業員は一致しているか。 また、作業員全員が適切に社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していることが確認できるか。	☐ 作業員の一致、社会保険の加入ともに適切である。 ☐ 作業員の一致、社会保険の加入いずれかが適切でない。 ☐ 作業員の一致、社会保険の加入いずれも適切でない。	

（4）安全対策の実施状況の確認

①日常的安全衛生活動について

項 目	現 状	不 備 内 容
安全朝礼、ヒヤリハット活動、4S活動（整理・整頓・清掃・清潔）及び危険予知（KY）活動等の日常的安全衛生活動を実施しているか。	☐ 実施している。 ☐ 一部実施していない。 ☐ 全く実施していない。	

②墜落・転落防止に関する安全対策について

項 目	現 状	不 備 内 容
高さ2m以上の箇所で作業を行う場合は、作業床等の安全な足場を設けているか。 また、作業員はヘルメット、要求性能墜落制止用器具（安全帯等）の適切な装備を身に付けているか。	☐ 安全対策は適切である。 ☐ 一部適切でない。 ☐ 適切でない。	

③建設機械災害防止に関する安全対策について

項 目	現 状	不 備 内 容
建設機械（バックホウ、クレーン等）は有資格者に運転させているか。また、バックホウ、クレーン等の旋回範囲内に作業員が立ち入っていないか。	☐ 安全対策は適切である。 ☐ 一部適切でない。 ☐ 適切でない。	

④「安全管理チェックリスト」を用いた安全点検について（農林水産部及び土木部所管の工事のみ）

項 目	現 状	不 備 内 容
「安全管理チェックリスト」を用いた安全点検を月1回以上実施しているか。	☐ 実施している。 ☐ 実施しているが、月1回以上の実施ではない。 ☐ 実施していない。	